

東京都立板橋特別支援学校ソーシャルメディア運用方針

令和2年4月28日

校長 決定

東京都教育委員会ソーシャルメディアポリシー、東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程及び東京都教育委員会ソーシャルメディア運用マニュアルに基づき、東京都立板橋特別支援学校におけるソーシャルメディア運用方針について、以下のとおり定める。

1 ソーシャルネットメディアを利用した情報発信を行う目的

東京都立板橋特別支援学校における災害時などの緊急の場合や保護者への連絡がある場合に、迅速に、本校関係者や都民に広く周知することを目的とする。

2 利用するソーシャルメディアの種類

東京都立板橋特別支援学校において、以下のソーシャルメディアを活用する。

(1) ツイッター

3 情報発信の内容

緊急災害時など、学校長が情報発信の必要があると判断したもの。

4 ソーシャルメディアの運用方法

(1) 担当者

ア ソーシャルメディア責任者は学校長とする。

イ ソーシャルメディア運営主任は副校長とする。

ウ ソーシャルメディア担当は教育メディア部主幹教諭とする。

(2) 発信の頻度・タイミング

東京都立板橋特別支援学校において、緊急災害時など学校長が必要と判断した場合、速やかに保護者にはフェアキャスト（株式会社NTTデータ提供学校向け連絡網）による情報発信を行い、併せてツイッターによる情報発信を行う。

頻度については、必要な都度行うこととする。

5 ソーシャルメディアの発信、意見や質問への対応方法

情報発信機能のみの運用を基本とする。ソーシャルメディアに寄せられた意見や質問への対応は、トラブルを未然に防止するため行わない。なお、以下に記載した機能以外にも双方向の情報発信機能も行わない。

(1) ツイッターにおける意見や質問への対応方法

ア 「ダイレクトメッセージ」は使用しない。

イ 「リツイート」は都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のツイートに限り必要に応じてツイートする。

6 成りすましの防止

成りすましなどを防止するため、次の対応を行う。

- (1) 返信は行わない。
- (2) 誤りがあった場合は直ちに訂正するとともに、お詫びの文書を掲載する。
- (3) 公式アカウントにおいて、他の利用者の投稿を引用しない。
- (4) 第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があることから、行わない。
- (5) 自己管理ホームページ内において、利用するソーシャルメディアのサービス名と、当該アカウント名又は当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けること。また、利用するソーシャルメディアのアカウントのプロフィール欄などに、当該アカウントを紹介している自己管理ホームページのURLを記載すること。
- (6) アカウント及びパスワードは、**Web** ブラウザに記録させないこと。

7 トラブルへの対応

トラブルが発生した場合は次のような対応をとること。

- (1) 炎上状態になった場合
 - ア 反論や抗弁は控え、冷静に対応すること。
 - イ 問題になった部分を修正し、謝罪すること。
 - ウ 対応に時間を要する場合はその旨を説明するなど、不要な誤解を招かないようにすること。
- (2) 成りすましが発生した場合
 - ア 当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼をし、ホームページ上で周知すること。
 - イ 必要に応じ教育情報課を通じて報道機関に資料提供などを行い、注意喚起すること。
- (3) 事実と反するデマ的な内容が返信された場合
正しい情報を発信し、必要に応じてホームページへ誘導すること。

8 その他運用に当たっての必要な事項

- (1) 個人名は掲載しないこと。
- (2) 写真を掲載する場合は、事前に使用許諾とること。